

●第58回広島市都市計画審議会（R元年8月29日開催）

議題	名称等	議案の内容
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の決定について（広島市決定）	西風新都伴中央平木地区	<p>本地区は、「活力創造都市”ひろしま西風新都”推進計画2013」において、「計画誘導地区」に位置付けられ、地域住民が主体となって地区計画制度等を積極的に活用し、計画的な魅力あるまちづくりを行う地区とされている。</p> <p>また、地域住民等によって策定された「伴中央まちづくり計画」においても、地域軸にふさわしい計画的な土地利用を促進することとされている。伴中央地区のほぼ中央に位置し、都市計画道路中筋沼田線やアストラムラインに近接する恵まれた立地特性を生かすとともに、計画的で魅力ある市街地環境の形成を図るため、地区計画を定めるものである。</p>
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の決定について（広島市決定）	西風新都石内下中地区	<p>本地区は、「活力創造都市”ひろしま西風新都”推進計画2013」において、「計画誘導地区」に位置付けられ、地域住民が主体となって地区計画制度等を積極的に活用し、計画的な魅力あるまちづくりを行う地区とされている。</p> <p>また、地域住民等によって策定された「石内まちづくり基本構想」及び「石内まちづくり計画」においても、地区計画制度を利用しながら、地域軸にふさわしい計画的な土地利用を促進することとされている。石内地区のほぼ中央に位置し、豊かな田園環境の中に幹線道路の利便性を兼ね備えた立地特性を生かすとともに、計画的で魅力ある市街地環境の形成を図るため、地区計画を定めるものである。</p>
広島圏都市計画区域内の用途地域の指定のない区域のうち市街化調整区域内の建築物の容積率等の変更について（特定行政庁 広島市長）	/	<p>市街化調整区域内の建築物の容積率等の数値については、建築基準法の規定に基づき、都市計画審議会の議を経て特定行政庁（広島市長）が定めることとされている。</p> <p>この度、市街化調整区域内の西風新都伴中央平木地区及び西風新都石内下中地区において、地区計画を定めることから、当該地区計画の区域内における容積率等を、地区計画の内容に合わせて変更するものである。</p>
建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築許可に係る産業廃棄物処理施設の敷地の位置について（特定行政庁 広島市長）	廃プラスチック類の破砕施設（南区月見町2244番13他1筆）	<p>当該施設は、平成18年から廃プラスチック類等の破砕施設として稼働している。</p> <p>産業廃棄物処理施設等が一定の範囲を超える一日当たり処理能力の変更を行うにあたっては、建築基準法第51条ただし書の規定により、都市計画審議会が都市計画に支障がないと認めた場合、許可ができることとなっている。</p> <p>この度、破砕機の更新を行うことに伴い、廃プラスチック類の1日当たりの処理能力が政令で定める規模の範囲である1.5倍を超えて増加することとなるが、本審議会において審議し、当該施設の敷地の位置が都市計画に支障がないと認めるものである。</p>